鹿児島海区漁業調整委員会告示第５－１号

　鹿児島海区漁業調整委員会公文書管理規程を次のように定める。

　　令和６年３月29日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　鹿児島海区漁業調整委員会会長　阿久根　金也

　　　鹿児島海区漁業調整委員会公文書管理規程

　鹿児島県公文書等の管理に関する条例（令和５年鹿児島県条例第４条）第10条第２項の規定に基づく公文書管理規程については，鹿児島県公文書管理規程（令和６年鹿児島県訓令第２号）の例による。

　　　附　則

　この規程は，令和６年４月１日から施行する。